

弁護士相談会を実施しております

消費生活センターでは、借金や健康食品問題、敷金返還トラブルなどいろいろな相談を受け付けています。消費生活に関する問題は年々多様化・複雑化してきていますが、その中には弁護士に相談することで問題解決のきっかけをつかまれた方もいます。

法律の専門知識を必要とする相談の適切な解決のために、長崎県弁護士会佐世保支部のご協力により、下記のとおり弁護士相談会を実施しております。

相談にかかる費用は無料です。ぜひ消費生活センターまでお問い合わせください。



- 日 時……毎月第3 火曜日 13:00~16:00
- 場 所……消費生活センター（平瀬町3-1）
- 費 用……無料

※あらかじめの予約が必要になります。まずは、消費生活センターまでお電話下さい。

11月1日は計量記念日です

消費生活センターでは相談業務のほかに「計量」に関する業務も行っています。

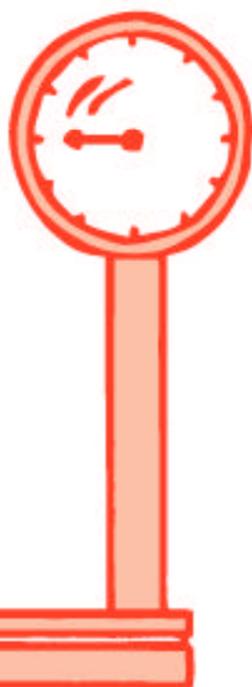
計量業務では、スーパーや病院などにあるはかりや体重計が正しいかどうかを検査するのが主な仕事です。はかりが正しくなければ、消費者であるみなさんが毎日買う肉や魚などの値段が変わってしまい、場合によってはみなさんが損をしてしまうこともあるでしょう。計量はみなさんの消費生活に密接に関わっています。

計量の仕事内容を定めた現在の「計量法」が施行された平成5年11月1日にちなみ、11月1日は「計量記念日」となっています。

みなさんもスーパー等で買って来た肉や魚の内容量の表示が正しく入っているかどうか、試しに計ってみられてはいかがでしょうか？

また、消費生活センターでは家庭用のはかりについて、正しい重さが計られているか無料で検査をしております。

お問い合わせは消費生活センターまで！



消費生活ニュース

No.159

H25.10 発行

高齢者の契約トラブルにご注意！

●高齢者からの相談が増えています

佐世保市消費生活センターには1年間に約2千件の相談が寄せられます。全体の相談件数はこの3年間あまり変わりませんが、60歳以上のシニア世代からの相談が増えており、平成24年度は762件、全体の37.2%を占めています。高齢者による契約の問題点を整理し、トラブルを防ぐ方法を考えてみましょう。



●トラブル増加の背景

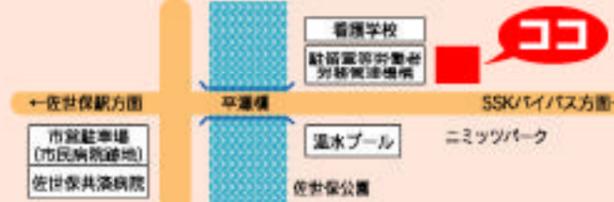
1. 人口構成の高齢化が進んでいることに加えて単身の高齢者世帯が増えており、単身高齢者で地域住民や友人知人と交流のない人は相談相手がいない。
2. 高齢になると判断力や意思表示能力が下がる傾向にあり、突然の訪問や電話勧誘などに対してとっさに対応することが難しくなる。
3. 高齢化社会の進展に伴って、シニア世代向けの商品やサービスが増えている。
4. 高齢者が「健康」「お金」「住まい」に関して安心感を求めることにつけ込む、新たな商法が次々に登場している。

佐世保市消費生活センター

佐世保市平瀬町3番地1

☎ 22-2591

←佐世保駅方面 平瀬橋 市営駐車場 (市民病院跡地) 佐世保共済病院



■相談受付時間…8:30~17:15

■閉 所 日…土・日・祝日、年末年始

【相談をする際の注意点】

1. 相談は原則として佐世保市民の方からのみお受けしております。
2. 事業者の方からの相談はお受けしておりません。

高齢者からの相談が多い商品やサービス

商品・サービス	契約上の問題点
 借金	年金だけで必要な費用が充たせず、消費者金融やクレジットカードのキャッシングを利用し、収入が少ないため返済に困窮してしまう。
 健康食品	訪問販売で健康不安をおおって健康食品を売りつける。無料の景品で説明会場に集められ、高揚した雰囲気の中で冷静な判断をさせず高額な健康食品を買わせる（催眠商法）。注文していない健康食品が代金引換で強引に送りつけられる。
 社債・投資	ダイレクトメールによるパンフレット送付と電話で社債購入や投資を勧める。限られた個人対象の社債募集で大きな配当が確実と説明する。
 光電話	居住地一帯で従来の電話が使えなくなり、光電話に換わると説明する。 電話が使えなくなる不安感をあおる。大手通信会社を名乗って勧誘する。
 布団	訪問販売で古い布団のリフォーム（打ち直し）を勧め、同時に新しいマットレスやカバー類を買うよう勧める。
 新聞	訪問販売で何年も先の契約をしたことを忘れてしまい、2紙・3紙と同時に配達される重複購読状態になる。
 排水管清掃	訪問販売でキッチンの排水管や水道配管の点検後に清掃を熱心に勧める。 十分な確認の無いまま強引に清掃を済ませて代金を請求する。
 住宅リフォーム	訪問販売で家の老朽化による危険性を強調して不要なリフォーム契約をさせる。 白蟻防止工事でも同様の勧誘が行われる場合がある。

相談事例

■事例（相談者：70歳代 女性 一人暮らし）

10日ほど前、突然の電話で「あなたが2ヶ月前に注文した健康食品が出来あがったので送る。半年分で10万円だ。」と告げられた。私には頼んだ覚えがなく、驚いて「健康食品は頼んでいない。」と答えると、「頼んだことを忘れているのだろう。最初の1回分だけでも受取らないと法的手続きをとることになる。代金引換で29,800円だ。」と言われ仕方なく応じた。3日前、宅配業者が品物を届けに来た。顔なじみの宅配便ドライバーで日頃から世話になっており、受取りを断るとこの人が困るだろうと思い、仕方なく29,800円支払って受取った。受取った健康食品はまだ食べていない。

■センターの対応

昨年秋以降増えている、強引な送り付け商法の事例。電話勧誘販売に該当するのでクーリング・オフできます。相談者にクーリング・オフの手続き方法を説明。ハガキにクーリング・オフ通知を書いて郵便局から差し出し、品物は着払いで送り返すよう伝えました。今後は代引で品物が届いても受取りを拒み、業者の名称と住所、連絡先をメモしておいて同様の手続きをするよう助言。不明点があればセンターに相談するよう伝えました。後日相談者から、支払った全額が返金されたことと連絡がありました。



トラブルを防ぐために

- ・興味のある話であっても訪問販売業者を安易に家に入れない。
- ・電話は、相手の番号が判るナンバーディスプレイにするか、留守電設定にして、知らない相手からの電話は取らない。
- ・展示会場や説明会場には入らない。電話やハガキで誘われても出かけて行かない。会場に入ってしまうと雰囲気に飲まれてしまいます。
- ・契約するときにはその場で直ぐに決めず、誰かに相談する。
- ・仕組みが理解できない投資や社債などには手を出さない。簡単にお金が殖える話にはワナがあります。
- ・必要のないものは「必要ありません」「買いません」「契約しません」とハッキリ断る。生返事は禁物です。
- ・訪問販売や電話勧誘販売で工事や清掃、器具の取り付けなど終わっていても、契約書を受取ってから8日以内は契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

おかしいと思ったら、ひとりで抱え込まず、
まずは消費生活センターにご相談ください。